

平成 2 年 4 月制定
平成 9 年 4 月改訂
平成 11 年 4 月改訂
平成 13 年 4 月改訂
平成 15 年 4 月改訂
平成 16 年 4 月改訂
平成 18 年 4 月改訂
平成 27 年 4 月改訂
令和 5 年 4 月改訂
令和 7 年 4 月改訂

岡津第二町内会規約

第 1 条（名称、事務所）

本会は、岡津第二町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

第 2 条（目的）

本会は、会員相互の親睦を図り、福祉を増進し、もって自治運営に寄与すると共に、岡津町の発展と繁栄を期するをもって目的とする。

第 3 条（会員の構成）

本会は、岡津第二町内会に居住する世帯主又は、これに準ずるものを持って構成する。

第 4 条（組織）

目的及び事業達成のため必要とする地区・班に区分し、運営の円滑を計る。

* 第 5 条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（2名）
- (3) 会計（1名）
- (4) 監事（2名）
- (5) 総務（3名）
- (6) 事業部（副部長を置くことができる。）
- (7) 地区長
- (8) 班長

*第6条（役員の選出及び任期）

- (1) 会長、副会長、会計、監事、総務、事業部長、事業部副部長は総会において選出する。任期は1年又は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 地区長は、当該地区の班長の互選又は推薦により選出する。地区長の任期は1年又は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 班長は、当該班員の互選又は推薦により選出する。班長の任期はその班の総意により、1年又は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条（顧問、相談役）

- (1) 本会に顧問、相談役を置くことができる。顧問、相談役は、役員の承認を得て、会長が委嘱する。

第8条（役員の職務）

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務を処理する。
- (4) 監事は、会計を監査し、結果を総会に報告する。
- (5) 総務は、総会、庶務、企画、慶弔、見舞いに関する事。
- (6) *事業部正副部長は、第9条のそれぞれの事業を分掌する。
- (7) *地区長及び班長は、会議に参画し、会務の執行及び班員との連携にあたり、各々地区内及び班内の総意の把握を行う。

第9条（事業）

- (1) 広報部 (広報に関する事)
- (2) 防犯防災部 (防犯パトロール、防犯灯管理、防火、消防、災害救助、防災活動)
- (3) 保健衛生部 (保健衛生全般に関する事)
- (4) 交通部 (交通安全協会、母の会との連携、安全対策、交通共済取扱)
- (5) 環境衛生部 (粗大ゴミ、生ゴミ等環境衛生に関する事)
- (6) 文化部 (各種年間行事の支援)
- (7) 青少年部 (PTAとの連携、子供会育成指導)
- (8) 第二白寿会 (高齢者同士の親睦に関する事)

*第10条（会議）

- (1) 本会の会議は、総会、役員会とする。総会は年1回定期総会を開催する。
- (2) ただし、会長が必要と認めたとき、又は役員の3分の1以上の要請があったときは臨時総会を開催することが出来るものとする。
- (3) 総会は会長が招集し、班長以上の役員の参加により開催されるものとする。総会の成立には役員の過半数の参加を必要とする。総会における議事は出席した役員の3分の2にて決し、可否同数のときは議長が裁決する。
- (4) 役員会は会長が招集し、班長以上の役員をもって開催する。
- (5) 各事業部が必要とする場合には、総会及び役員会に役員以外の説明者を参加させることができる。
- (6) 区などの委託職務にあたる指導員等については、役員とはせず役員会への出席を義務付けないが、総会並びに出席が必要と考えられる場合の役員会には出席するものとする。

第11条（会計）

本会の経費は、会員の会費、寄付金、*補助金その他の収入をもって当てる。

- (1) 会費は月額400円とする。*ただし、活動実施状況や予算の執行状況により翌年度に多額の繰越金が見込まれる場合には、総会での承認によりその額を変更することができる。
- (2) 会費には日本赤十字社活動資金、社会福祉協議会費、赤い羽根共同募金も含まれる。
- (3) 総会での承認により、必要に応じて臨時会費を徴収することが出来る。
- (4) 会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

第12条（慶弔）

- (1) *会員死亡に対し、香料10,000円を贈る。
- (2) *風水害等の自然災害については見舞金を贈る。
 - ① 床上浸水・・・¥10,000円
 - ② 床下浸水・・・¥5,000円
 - ③ その他の災害については都度役員会において決定する。

第13条（会館の運営）

岡津町内会館の別に定める要綱及び、細則による。

付則 *本会の規約に定めなき事項及び、規約の施行につき、必要な細則は総会の議決を経て定める事が出来る。

* (1) 青少年部長、副部長は青少年部の任期満了後、文化部所属となり、その任期は1年とする。

《改訂履歴》

平成 9年4月 第11条（1）会費月額300円を400円変更。

平成 9年4月 第12条 香料5,000円を、花輪に変更。

平成11年4月 第5条 副会長1名を2名に、会計1名を2名に、
総務1名を2名に変更。

平成13年4月 第6条（1）選考委員を、現職役員、地区長及び選考委員に変更。

平成16年4月 第12条 花輪を、花輪又は相当額の香料に変更。

平成15年4月 第4条 条文 下記地区に区分しを、
必要とする地区・班に区分し、に変更。

平成16年4月 第5条 副会長2名を2名以上に、総務2名を2名以上に、
事業部長10名を10名以上、に変更。

平成18年4月 第9条 の名称「婦人部」を「女性部」に改訂。

平成18年4月 付則（2）女性部代表について、家庭防災員代表について、
の項目を追加。

平成27年4月 第12条に項目（2）を追加改訂し以下の金額とする。

①床上浸水・・・¥10,000円
②床下浸水・・・¥5,000円
③その他の災害については都度役員会をもって決定する。

平成27年4月 付則（1）事業部役員及びその家族の死亡については、会員死亡と
同等の扱いをする。(平成9年4月改訂)の「及びその家族」を削除。

*令和 5年4月 第5条 役員人数

会長1名、副会長2名以上、会計2名、監事2名、総務2名以上、事業部長10名
以上。(事業部副部長を置くことができる。)、事業部指導員若干名、地区長若干名、
班長。から、

(1) 会長（1名） (2) 副会長（2名） (3) 会計（2名） (4) 監事（2名）
(5) 総務（2名） (6) 事業部(副部長を置くことができる。) (7) 地区長
(8) 班長 に変更

*令和 5年4月 第6条 役員の選出及び任期について 条文を見直し改訂

(1) 会長、副会長、会計、総務、監事は現職役員、地区長及び各地区選出の選考委員により選出し、総会の承認を受ける。
(2) 事業部長は、役員及び地区長で選出する。
(3) 地区長は、班長の互選又は推薦により選出する。
(4) 役員の任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。
(5) 地区長の任期は1カ年又は2カ年とし、再任を妨げない。
(6) 班長の任期はその班の総意により1カ年又は2カ年とし、再任を妨げない。
(7) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 から、

(1) 会長、副会長、会計、監事、総務、事業部長、事業部副部長は総会において選出する。

任期は1年又は2年とし、再任を妨げない。

(2) 地区長は、当該地区の班長の互選又は推薦により選出する。地区長の任期は1年又は

2年とし、再任を妨げない。

(3) 班長は、当該班員の互選又は推薦により選出する。班長の任期はその班の総意により、

1年又は2年とし、再任を妨げない。

(4) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。に変更。

*令和 5年4月 第8条(6)

夫々のから、それぞれのに変更。

*令和 5年4月 第8条(7)

地区長及び班長は、会議に参画し、会務の執行及び班員との連携に当たる。から、

地区長及び班長は、会議に参画し、会務の執行及び班員との連携にあたり、各々地区内及び班内の総意の把握を行う。に変更。

*令和 5年4月 第9条

(2) 防犯部 (防犯、防犯灯管理、防災活動)から、(防犯パトロール、防犯灯管理)に変更。

(3) 消防部（防火、消防、災害救助、家庭防災員）から、
防災部（防火、消防、災害救助、防災活動）に変更。

(10) 第二白寿会（高齢者同士の親睦に関する事）を追加

*令和 5年4月 第10条 条文変更

本会の会議は、総会、役員会とする。総会は年1回定期総会を開催する。

(但し、総会の開催は、班長以上の役員をもって代行する事が出来る)

又、必要に応じ臨時総会を開催することが出来る。役員会は臨時会長が招集する。

必要に応じて地区ごとの役員会も開催する事が出来る。から、

(1) 本会の会議は、総会、役員会とする。総会は年1回定期総会を開催する。

(2) ただし、会長が必要と認めたとき、又は役員の3分の1以上の要請があった
ときには臨時総会を開催することが出来るものとする。

(3) 総会は会長が招集し、班長以上の役員の参加により開催されるものとする。

総会の成立には役員の過半数の参加を必要とする。総会における議事は出席した
役員の3分の2にて決し、可否同数のときは議長が裁決する。

(4) 役員会は会長が招集し、班長以上の役員をもって開催する。

(5) 各事業部が必要とする場合には、総会及び役員会に役員以外の説明者を参加させる
ことができる。

(6) 区などの委託職務にあたる指導員等については、役員とはせず役員会への出席を義務

付けないが、総会並びに出席が必要と考えられる場合の役員会には出席するものとする。 に変更。

* 令和 5 年 4 月 第 11 条 条文に、補助金 を追加

(1) 会費は月額 400 円とする。 に、ただし、活動実施状況や予算の執行状況により翌年度に多額の繰越金が見込まれる場合には、総会での承認によりその額を変更することができる。 を追加。

(2) 必要に応じ臨時会費を徴収することが出来る。但し、役員会及び総会の承認を得る。から、(2) 総会での承認により、必要に応じて臨時会費を徴収することが出来る。 に変更。

* 令和 5 年 4 月 第 12 条

(1) 会員死亡に対し、花輪又は、相当額の香料を贈る。 から、

(1) 会員死亡に対し、香料 10,000 円を贈る。 に変更。

(2) 風水害等の自然災害については見舞金を贈る。 に、

(2) 風水害等の自然災害については見舞金を贈る。

①床上浸水・・・¥10,000 円

②床下浸水・・・¥5,000 円

③その他の災害については都度役員会において決定する。 を追加。

* 令和 5 年 4 月 付則

本会の規約に定めなき事項及び、規約の施行につき、必要な細則は役員会の議決を経て定める事が出来る。 から、

本会の規約に定めなき事項及び、規約の施行につき、必要な細則は総会の議決を経て定める事が出来る。 に変更。

(1) 事業部役員の死亡については、会員死亡と同等の扱いをする。(平成 9 年 4 月設定・平成 27 年 4 月改訂) を削除。

(2) 女性部代表を各地区から 1 名選出する。この任期一期二年とし、各地区に於いて順次持ち回りとする。(平成 18 年 4 月設定) また、女性部代表より家庭防災代表を選出し、この任期を一期二年とする。(平成 18 年 4 月設定) を削除。

(1) 青少年部長、副部長は青少年部の任期満了後、女性部所属となり、その任期は 1 年とする。 を追加。

令和 7 年 4 月 第 5 条 (役員)

- (3) 会計 2 名を 1 名に変更
- (5) 総務 2 名を 3 名に変更

第 9 条 (事業)

- (2) 防犯部と防災部を統合→防犯防災部とする。
- (5) 福利厚生部の廃止
- (6) 「女性部」を「文化部」に名称変更
業務内容を各種年間行事の支援に変更

第 11 条 (会計)

- (2) 会費には日本赤十字社活動資金、社会福祉協議会費、
赤い羽根共同募金も含まれる。を追加

第 13 条 (会館の運営)

- (1) 「女性部所属」を「文化部所属」に変更